

那須塩原市農業委員会

第 3 回総会議事録

令和 2 年 9 月 2 5 日(金)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和2年9月25日(金) 午後1時30分～ 午後2時15分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：19名

会長	3	君島 良一	委員	12	藤田 一郎
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	13	高瀬 和夫
委員	1	石崎 清	〃	14	松本 忠太
〃	4	松本 誠治	〃	15	室井 孝美
〃	5	金田 廣衛	〃	16	江連 節男
〃	6	木下 久雄	〃	17	槌江 栄作
〃	7	三本木 直人	〃	18	渡辺 秀一
〃	9	大田原 重夫	〃	19	島田 晴子
〃	10	田淵 徹	〃	20	竹村 文祥
〃	11	菊地 寿行	〃		

4. 欠席委員：1名（8番 秋元 誠委員）

5. 議事録署名人の指名：4番 松本 誠治 委員、5番 金田 廣衛 委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて（法第5条関係）
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 6) 議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士
局長補佐兼農政係長	村松 隆
農地係長	佐藤 博之

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第3回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、秋元誠委員より欠席する旨の届け出を受けております。 在任委員20名、出席委員19名、過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号4番松本誠治委員と、議席番号5番金田廣衛委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番及び2番について、大田原重夫委員の報告を求めます。
大田原重夫委員	議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約10メートルに位置しています。 現地調査は、9月23日、午前9時30分頃行いました。 競売地は都市計画法上の第1種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。 競売への参加目的は、倉庫です。 事業計画は、競売地にすでに住宅敷地の一部として利用されており、願い出人は落札後、隣接宅地とともに売却したいとのことです。 現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はな いと判断しました。 地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。 議案第1号、番号2番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約10メートルに位置しています。 現地調査は、9月23日、午前9時30分頃に行いました。 競売地は、都市計画法上の第1種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。 競売への参加目的は、貸駐車場です。 事業計画は、競売地はすでに貸駐車場の一部として利用されており、願い出人は落札後も、貸駐車場として利用したいとのことです。 現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はな

	いと判断しました。
	地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数認め、番号 1 番については証明することに決しました。
	次に番号 2 番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、大田原重夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 2 番については証明することに決しました。
	番号 3 番について、秋元誠委員の報告ですが、欠席の為事務局の報告を求めます。
事務局	議案第 1 号、番号 3 番について、秋元委員の報告を元に報告します。
	この案件は、ただ今審議していた 2 番と同じ土地です。
	競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第 5 条の許可要件に適合格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
	願い出内容は議案書記載のとおりです。
	競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約 10 メートルに位置しています。
	現地調査は、9 月 23 日、午前 9 時 30 分頃に行いました。
	競売地は都市計画法上の第 1 種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。
	競売への参加目的は、駐車場及び資材置き場です。
	事業計画は、競売地にすでに貸駐車場の一部として利用されており、願い出人は落札後、自身が経営する会社の資材置き場として利用したいとのことです。
	現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題ないと判断しました。
	地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。
	番号 3 番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、秋元誠委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 3 番については証明することに決しました。
	番号 4 番及び 5 番について、室井孝美委員の報告を求めます。
室井孝美委員	議案第 1 号、番号 4 番について報告します。
	競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第 5 条の許可要件に適合格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。
	願い出内容は議案書記載のとおりです。

議長

競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ１０メートルに位置しています。

現地調査は、９月２３日、午前９時３０分頃に行いました。

競売地は、都市計画法上の第１種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

競売への参加目的は、一般住宅です。

事業計画は、競売地はすでに住宅敷地の一部として利用されており、願い出人は落札後、隣接宅地とともに一般住宅として売却したいとのことです。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。

議案第１号、番号５番について報告します。

競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第５条の許可要件に適合格であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。

願い出内容は議案書記載のとおりです。

競売地は、那須塩原市立三島中学校より西へ約１０メートルに位置しています。

現地調査は、９月２３日、午前９時３０分頃に行いました。

競売地は都市計画法上の第１種低層住居専用地域であるため、立地基準上問題ありません。

競売への参加目的は、貸駐車場です。

事業計画は、競売地にすでに貸駐車場の一部として利用されており、願い出人は落札後も貸駐車場として利用したいとのことです。

現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題はないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに証明相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号４番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号４番については証明することに決しました。

次に、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、室井孝美委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については証明することに決しました。

次に、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号１番及び２番について、三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人委員

議案第２号、番号１番について報告します。

農地を交換する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約３キロメートルに位置しています。

	譲受人の経営状況は、妻と二人で主に水稻を１２３アール作付しています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号１番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。 議案第２号、番号２番について報告します。 農地を交換する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約３キロメートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、娘と二人で水稻５９アールを作付しています。 申請地の耕作予定は、水稻を作付予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。 次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、三本木直人の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。
渡辺秀一委員	番号３番について、渡辺秀一委員の報告を求めます。 議案第２号、番号３番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、笹野曽里公民館より南へ２００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、酪農、乳牛７３頭、和牛繁殖１０頭、家族経営を行っており、後継者あり。 申請地の耕作予定は、自給飼料畑として利用。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号３番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》

大田原重夫委員

無いようですので、渡辺秀一委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

番号4番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

議案第2号、番号4番について報告します。

農地を贈与する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立青木小学校より南東へ約500メートル及び南西へ約700メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、飼料畑5.1ヘクタール、搾乳牛250頭、トラクター4台、フォークリフト1台を所有しております。

申請地の耕作予定は、デントコーンなど飼料作物を作付予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号4番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大和田重夫委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について、江連節男委員の報告を求めます。

江連節男委員

議案第2号、番号5番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立旧金沢小学校より北へ約800メートルに位置しています。

譲受人の経営状況は、田畑を併せて54アールを所有し、農業機械もトラクター、コンバイン、乾燥機等を所有し、妻とともに農業経営を行っております。

申請地の耕作予定は、自宅敷地に隣接する農地で、畑作を耕作予定です。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号5番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、江連節男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題と

大田原重夫委員

いたします。

番号１番について、大田原重夫委員の報告を求めます。

議案第３号、番号１番について報告します。

申請人は、令和元年１１月に農地一時転用許可を取得しましたが事業完了とならず、許可を受ける期間を延長するための事業計画変更申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市立大貫小学校より南東へ３００メートルに位置しています。

現地調査は、９月２３日、午前１０時２０分頃に行いました。

変更の理由は、当初許可の内容は、高速道路の跨道橋の耐震補強工事のための工事ヤードとして一時転用許可が出されましたが、耐震補強工事に修正設計が必要となり、工期が延びてしまったため、工事が完了するまでの間、引き続き工事ヤードとして利用したいとのことです。

現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。

地元調査員、調査班ともに変更相当として報告を終わります。

議長

事務局から補足説明を求めます。

事務局

事務局から１点補足いたします。

こちら議案書を見ますと、変更前の計画が、令和２年の８月までとなっているのですが、今回の９月の許可が出るまでの期間の間につきましては、農地の一時使用届出書というものを提出していただきまして、そこに農業委員の方２名の承認もいただきまして、９月中はその届出をもとに進めていることになっております。

議長

報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、大田原重夫委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については変更を承認することに決しました。

次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号１番について、槌江栄作委員の報告を求めます。

槌江栄作委員

議案第４号、番号１番について報告します。

使用貸借により、アパートを建築するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約３００メートルに位置しています。

現地調査は、９月１８日、午前９時２５分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第２種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、申請地は、区画整備事業の敷地内にあり、農地としての利用が難しい状況です。また那須塩原駅や、学校、スーパー、病院等も近くにあり、住環境に優れた場所なので、アパートの建築を計画したとのことです。

事業計画は、申請地にアパートを建築し、３１台分の駐車場を整備する内容となっています。

下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置し処理します。

議長

室井孝美委員

コンクリートやフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、槌江栄作委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については許可することに決しました。

番号２番及び３番について、室井孝美委員の報告を求めます。

議案第４号、番号２番について報告します。

売買により、宅地分譲を行うための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市三島小学校より西へ約１５０メートルに位置しています。

現地調査は、９月２３日、午前９時５０分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は都市計画法上の第１種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲受人は県北地域で不動産業を営んでおります。申請地は近隣に病院、学校、スーパー等があり、住環境に優れた地域なので、宅地分譲に最適と思い申請に至りました。

事業計画は、申請地に５区画の宅地を造成する内容となっています。

上下水道は、市の施設を利用し、雨水は敷地内に雨水浸透処理施設を設置して処理します。

コンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議案第４号、番号３番について報告します。

売買により、申請地に駐車場を整備するための申請です。

申請内容は、議案書記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ西那須野駅より東へ１キロメートルに位置しています。

現地調査は、９月２３日、午前９時１０分頃に行いました。

申請地の立地状況は、申請地は周辺農地の広がり１０ヘクタール未満となる区域内にあるので第２種農地区分となります。

申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、譲受人は現在、申請地の近隣に事務所を構え、不動産業を営んでおります。現在の事務所が手狭になったため、移転を考えていたところ、申請地が見つかり移転を決め、十分な駐車場を確保するための事務所の予定の近隣する申請地を駐車場として利用したく申請に至りました。

事業計画は、申請地に６台分の駐車場を整備する内容となっています。

	上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 土留めのコンクリートを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。 次に、番号３番について、質疑、ご意見はございますか。
松本忠太委員	備考の欄に、始末書添付と書いてあるのですが、どうして始末書なのか教えてください。
事務局	こちらの始末書なのですが、譲渡人の方が、この該当地について、庭の一部として今まで使用していたということで、始末書の方がついています。
議長	他に、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、室井孝美委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可することに決しました。 番号４番について、木下久雄委員の報告を求めます。
木下久雄委員	議案第４号、番号４番について報告します。 売買により、一般住宅を建築するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北へ約１．５キロメートルに位置しています。 現地調査は、９月１８日、午前９時１５分頃に行いました。 申請地の立地状況は、申請地は、都市計画法上の第２種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。 申請に至った経緯は、申請人は、現在アパートに居住していますが、子供が生まれるために、マイホームを建築し定住したいと考えております。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっております。 上水道は市の施設を利用し、汚水は公共下水道に接続し処理します。 雨水は敷地内地下浸透処理とします。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木下久雄委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

事務局

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。
番号5番及び6番について、秋元誠委員欠席の為、事務局の報告を求めます。
議案第4号、番号5番について秋元誠委員の報告書を元に報告します。
売買により、一般住宅を建築するための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、東赤田自治公民館より北へ約500メートルに位置しています。
現地調査は、9月23日、午前10時5分頃行いました。
申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。
既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請人は市内集合住宅に居住していますが、静かな当該農地を取得することとなったため、転用申請となりました。
事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。
上水道は、市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。
雨水は敷地内地下浸透処理とします。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。
議案第4号、番号6番について報告します。
売買により、宅地分譲を行うための申請です。
申請内容は議案書記載のとおりです。
申請地は、那須塩原市立東小学校より北へ約100メートルに位置しています。
現地調査は、9月23日、午前10時40分頃に行いました。
申請地の立地状況は、申請地は、土地計画法上の第1種住居地域であるため、立地基準上問題ありません。
申請に至った経緯は、申請人は不動産業を営んでおり、業務の拡張のため市街地における駐車場の確保、整備のため転用申請となりました。
事業計画は、申請地に28台分の貸駐車場を整備する内容となっています。
上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。
既存の土留めや擁壁により、土砂の流出を防止します。
調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。
番号5番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》
無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。
《異議なしの声、多数》
異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。
次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。
《特に意見なし》

加藤拓央委員

無いようですので、事務局の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。

番号7番について、加藤拓央委員の報告を求めます。

議案第4号、番号7番について報告します。

使用貸借により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請人の関係は祖父と孫になっております。

申請地は、那須塩原市立高林中学校の南東に隣接しています。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。

既存集落に接続した住宅等の建築であるため、立地基準上問題ありません。

申請に至った経緯は、同居の孫夫婦の家を建築するための申請です。

ただすでに2棟の納屋が建築されており、これらは昭和33年10月20日付の農地転用済許可証がありまして、許可証や課税明細、県築年や家屋調査受理書がありますが、農地台帳の方がまだ農地であったため、今回の再申請ということです。はっきりした書類上残っていないということで、ただ、許可を取った家には許可証というものがあるのですが、台帳が農地ということで今回の申請になりました。

事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。

雨水は敷地内地下浸透処理とします。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員、調査班ともに許可相当として報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、加藤拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第5号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書11ページが「利用権設定関係」の案件で1件、合計面積は1,314平方メートルとなります。

続いて12ページが「所有権移転関係」の案件で1件、面積は27,685平方メートルとなります。

	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題はないと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局の説明について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第5号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第6号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第6号につきまして、ご説明させていただきます。 本日の冒頭に追加で配布させていただきました、議案第6号をご覧ください。 本案件につきましては、7月の改選時に未決定となっております、区域番号32番の農地利用最適化推進委員に関し、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づく委嘱につきましてお諮りさせていただくものです。区域番号32番の農地利用最適化推進委員につきまして、募集を行ったところ、地元の生産組合から、斉藤一太さん1名の推薦がありました。 斉藤さんの経歴といたしましては、平成26年3月に那須塩原市役所を退職、平成29年4月から令和元年3月までは、地元石林生産組合長に就任、平成30年5月から現在に至るまでは、農業協同組合の代表監事に就任しております。また斉藤さんは、農業委員会法で定める欠格事項に該当しないことも確認しております。経歴等からして、斉藤一太さんは、農地利用最適化推進委員として委嘱することに問題ないと思いますので、ご決定いただければ、本日から令和5年7月19日まで、農地利用最適化推進委員に委嘱したいと考えております。 斉藤一太さんの委嘱につきまして、ご審議の上ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、「斉藤一太」さんを農地利用最適化推進委員に委嘱することについて、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第6号は事務局提案のとおり決定することに決しました。 慎重審議いただきありがとうございました。 これをもちまして、那須塩原市農業委員会第3回総会を閉会いたします。